

## 市第 171 号議案

### 第 3 期横浜市障害者プランの策定

障害者基本法第11条第 3 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第 1 項の規定に基づき、第 3 期横浜市障害者プランを次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

### 第 3 期横浜市障害者プラン

#### 第 1 計画の概要

##### 1 計画の趣旨

本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」（以下「プラン」といいます。）を、平成16年度に「第 1 期」、平成21年度に「第 2 期」として策定し、障害児・者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に施策を推進してきました。

このプランは、障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の二つの性質を持つ計画です。

第 3 期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても

一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のよう生活していけるまちを実現することが必要です。

そのため、第3期では「自己選択・自己決定の下、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害福祉施策を着実に進めます。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から平成26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

そして、平成24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築なども併せて実施します。

### (2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法及び介護保険法）、横浜市子ども・子育て支援事業

計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）及び健康横浜 21（健康増進法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、横浜市地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」といいます。）では、「地域の視点から高齢者、障害者及び子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針及び地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ること」を目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりのための取組を進めています。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域においての、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果을上げていきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

### 3 第3期計画の全体像

第 3 期では、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類しました。テーマ 1 では「出会う・つながる・助け合う」として、普及・啓発、相談支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ 2 では「住む、そして暮らす」として、住まい及び暮らしを、テーマ 3 では「毎日を安心して健やかに過ごす」として、健康・医療、バリアフリー及び権利擁護を、テーマ 4 では「いきる力を学び・育む」として、療育、教育及び人材の確保・育成を、最後に、テーマ 5 では「働く・活動する・余暇を楽しむ」として、就労、福祉的就労、日中活動、移動支援及び文化・スポーツ・レクリエーションを位置付けました。

基本目標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら施策を進めます。

## 第 2 基本目標とテーマ

### 1 基本目標

自己選択・自己決定の下、住み慣れた地域で、「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまちヨコハマを目指す

障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣れた地域で当たり前のように生活していけるまちを実現することが必要です。

そして、そのようなまちを目指すためには、公民が連携して必要に応じた意思決定支援を行いながら、障害児・者が「自分で選んで・自分で決める」環境を整備することが欠かせません。

また、この基本目標は、「障害者の権利に関する条約」（以

下「障害者権利条約」といいます。)に記された一般原則(「固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含みます。)及び個人の自立の尊重」等)が土台となっており、この基本目標を基に各施策を推進します。

## 2 テーマ

第2期では、プランの枠組みについて、施策を推進する視点で組み立てていたため、各分野についての記載内容がうまく伝わらず、当事者からも「どこに何が書いてあるかが分かりにくい」という声をいただいていた。

そこで第3期では、障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。そして、このテーマを連携させていくことが障害児・者の生活を豊かにするという認識の下、各施策を着実に進めます。

### (1) テーマ1 出会う・つながる・助け合う

幼少期及び学齢期から、健常者が様々な生活の場面で障害のある人たちと出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障害特性や対応などをお互いに理解し、日頃の生活から災害等の緊急時まで支え合い・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

そこで「障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共に生きる社会」の実現に向けて、障害のある人たちの生活を支え、困ったときにいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

また、障害特性に応じて必要な情報を適切に発信するとともに、障害理解に向けた普及・啓発、相談支援体制の整理と相談窓口の明確化、行政から発信する情報の保障及び災害への備え等を進めます。

ア 取組 1—1 普及・啓発

(7) 現状と取組の方向性

障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を目指して、疾病や障害に対する正しい理解の促進に努めてきました。しかし、第 3 期策定に向けて行ったグループインタビューやアンケートの結果では、外出時に嫌な思いをすることや、他人の言動や対応で悩むとの意見もあり、より一層の障害児・者への正しい理解や配慮が必要です。

そこで、引き続き、幼少期及び学齢期から、健常者が障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や取組を進めます。また、当事者や市民団体等による地域住民への啓発、住民との交流及び日頃の生活の中で関われる仕組みづくりなど、様々な取組を通じて障害理解を促進します。

(4) 施策

a 持続的な普及・啓発の促進

市民へ向けた普及・啓発

障害者週間や各種イベントを通じて、障害児・者と出会う場づくりを進めます。

また、地域福祉保健計画の推進を通して、障害者が

健康づくり活動や地域活動に参加する機会を増やし、誰もがお互いを理解し受け止める機会を作るなど、地域住民の障害に対する理解を進めます。

b 学齢期への重点的な普及・啓発

(a) 小・中学校への障害理解の促進

福祉教育と連携しながら、講演や体験の場の設置を検討し、学齢期から障害児・者と関わる機会の増加を目指します。

(b) 共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習

特別支援学校と小・中学校の子どもが、共に「育ち」共に「学ぶ」ことができる体制づくりを進め、仲間意識を育てます。

また、障害や病気を特別なこととせず受け入れられるような意識を育てます。

イ 取組 1—2 相談支援

(ア) 現状と取組の方向性

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、体制整備を進めてきました。しかし、障害児・者が困ったときに相談する場所として、区役所しか知らない、どこに相談したら良いか分からないとの声もあり、他の相談機関の認知が進んだといえる状況にはありません。

そのため、引き続き区役所及び社会福祉法人型障害者地域活動ホーム等による相談支援事業（一次相談支援機

関) の周知を進め、相談支援を必要とする人たちへ分かりやすい情報提供を行います。

また、その中の相談支援の過程においては「本人が自ら解決する力を高めていくための支援」や「家族支援」の視点が、支援者に求められています。

さらに、ライフステージによって支援の中心が異なるため、一貫した支援を行うためには教育機関等、他の分野との連携も不可欠です。

そこで、どこに相談してもライフステージに応じた各相談支援機関等が連携して対応する取組を強化するとともに、本市がこれまで構築してきた相談支援システムを整理します。そして、障害福祉サービスを活用する障害児・者が、主体性を高めながら希望する暮らしを実現できるよう、計画相談支援を推進します。

さらに、障害児・者支援における地域課題の検討や、全区で実施している横浜市障害者相談支援事業地域自立支援協議会（以下「区自立支援協議会」といいます。）の機能強化と活性化を図り、地域性を踏まえた支援体制やネットワークづくりを進めます。

#### (イ) 施策

##### a 相談支援体制の再構築と充実

##### (a) 相談支援機関の役割の明確化と充実

各相談支援機関の役割と位置付けを明確化し、障害児・者のライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

また、横浜市地域ケアプラザ等の既存の相談窓口と連携をとりながら、相談支援体制の充実を進めます。

さらに、必要な人に適切な計画相談支援を実施できるように、相談支援専門員等の質の向上と、各区の区自立支援協議会の活動を通じた相談支援事業の周知を進めます。

(b) 区自立支援協議会の目的・役割等の整理

各区で開催している区自立支援協議会の取組内容を集約し、課題検討だけではなく社会資源の創設、施策提案及び権利擁護等の様々な視点で、区自立支援協議会の目的や役割を整理し、機能強化を図ります。

(c) 難病患者への相談支援の実施

医療、福祉、生活等に関する知識を得るための難病医療講演会や、生活上の工夫などについて情報交換を行うための交流会等を、引き続き実施します。

(d) 発達障害者に関わる相談支援の充実

発達障害に関して身近な場所で相談が受けられる仕組みを作るとともに、広報周知を行います。また、関係機関のネットワークを構築・強化します。

(e) 高次脳機能障害に関わる関係機関の連携促進

高次脳機能障害に対する支援ニーズに対応するため、高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関との連携を促進します。

## ウ 取組 1—3 情報の保障

### (ア) 現状と取組の方向性

情報化社会の発展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報機器をはじめ、情報の伝達や入手の方法は多様化してきました。しかし、障害児・者はその特性により、情報入手に困難を伴う場合があります。また、行政情報の提供に当たり、情報が遅滞なく確実に伝わる必要があります。

そこで、障害特性に対応した情報の発信や、障害児・者が生活に必要な情報を取得するための支援を行います。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）の趣旨等を踏まえながら、本市からの情報発信や関係機関、民間事業者等による情報発信のルール化やガイドライン等の作成を検討します。

### (イ) 施策

#### a 行政情報における合理的配慮の推進

##### (a) コミュニケーションボード・カードの活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすことで、意思を伝えやすくするツールの活用を継続して行います。

##### (b) 情報の保障に関する検討と推進

障害のあるなしにかかわらず、必要な情報が提供されることは大切です。障害者差別解消法の施行に

向けて今後の市の取組を検討していく中で、本市からの情報発信についても検討を行い、具体化します。また、災害時において、きめ細かで、障害特性を踏まえた情報が等しく保障されるようにします。

## エ 取組 1—4 災害対策

### (7) 現状と取組の方向性

災害発生時に、要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業の推進や、障害児・者が安心して避難生活ができるよう、小・中学校などの地域防災拠点へ多目的トイレの整備などを行ってきました。

また、地域防災拠点等の避難所での生活が困難な要援護者のための二次的避難場所である特別避難場所の確保や、備蓄物資の整備などを推進してきました。

しかし、現在の避難所へはバリアがあって行くことができない、避難所で障害者が過ごしていけるか不安が多いなど、障害者の災害発生時の支援体制について、対応が必要です。

そこで、災害発生時における、障害特性に応じた情報提供や避難所における要援護者のためのスペースの確保等、必要な配慮が行われるよう、引き続き環境整備を進めます。併せて、地域での防災訓練に障害者が一緒に参加できるような、共助・自助への支援等を検討します。

### (1) 施策

災害時の自助・共助・公助の浸透

a 災害時要援護者への対策

地震等災害発生時に、自力避難が困難な障害者等の要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支え合いが重要です。そこで、自治会町内会等の自主防災組織等が、自主的・主体的に要援護者の支援に取り組んでいけるよう支援するとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

b 公助の役割分担の明確化

区役所の福祉保健センターと健康福祉局が災害時において、効率的・効果的に公助の役割が果たせるような連携方法を検討します。

加えて、災害の規模に応じて、市外へ搬送する方法について検討します。

c 共助・自助の仕組みの構築

障害特性に応じた共助・自助として何ができるかについて、検討する場を設置し、仕組みを検討します。

d 障害特性に応じた応急備蓄物資の保管場所の確保

障害特性に応じて、災害発生直後から必要となる物資と保管場所の提供が可能な施設をつなげる仕組みを検討します。

(2) テーマ2 住む、そして暮らす

社会資源は充実してきていますが、障害児・者が、地域の

中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分できているとは言えません。

今後、さらに社会資源を充実させ、どんな障害があっても、できる限り自ら「住まいの場」を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、「住まいの場」を確保することと、そこで安心して暮らし続けていくために、一人ひとりの生活を十分に支援するための施策を充実させていくことが必要です。

そこで、多様な形態の住まいや、地域での充実した生活の実現に必要な施策を検討します。

#### ア 取組 2—1 住まい

##### (ア) 現状と取組の方向性

住まいは生活の基本であり、障害状況や高齢化などに左右されずに、誰もが可能な限り住み慣れた場所で住み続けられることが望まれます。

一方で、やむを得ず今の住まいで住み続けることが困難になる場合も想定されるため、そのような場合でも、その時々障害児・者の状況に合ったところで生活できるような仕組みが必要です。

そこで、障害者の希望や状況に合った場所に住むことができるなど、様々なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めます。

##### (イ) 施策

###### a 障害状況に合わせた住まいの充実

(a) 様々なニーズに応える住まいの構築

多様な居住支援の方法について検討するとともに、障害状況を考慮した専門的な支援が必要な場合にも対応できるような仕組みの検討を進めます。

また、行動障害のある方の住まい選択のニーズに応えられるよう、必要な支援等について検討します。

。

(b) 障害者支援施設・障害児施設の再整備等

地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽化施設の再整備を進めます。

。

併せて、耐震構造に問題があり、建物の老朽化が著しい施設を対象に、建て替え等による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保します。

(c) 福祉施設入所者の地域生活への移行

様々な社会資源のより一層の活用を図り、多様なニーズに応える住まいのあり方を構築していくことで、行動障害のある方も含めた福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

(d) 18歳以上の障害児施設入所者の障害者支援施設及び地域への移行

児童福祉法の改正に伴い、18歳以上の障害児施設入所者は、平成29年度末までに退所する必要がある

ます。

18歳以上の入所者の障害者支援施設やグループホームへの移行を促進します。

(e) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進します。

現在実施している地域移行や地域定着のための施策を着実に推進するとともに、退院支援に携わる医療従事者及び地域援助事業者等を対象とした研修など、長期入院者の退院促進に資する取組も新たに進めます。

また、長期入院者の実態や退院に向けた課題の把握も行いつつ、必要に応じて新たな施策についても検討します。

(f) 民間住宅への入居推進

グループホームから一人暮らしを希望する障害者が地域で生活しやすくなるように、これまでの取組と併せて一体的な支援体制を構築します。

b 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

高齢化・重度化対応のグループホームの検証・検討  
現在実施している重度化対応グループホームやモデル事業の高齢化対応グループホームの検証を行い、今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化を見据えて、一日を通して安心できる住まいの確保を目指して、持続的に実現可能な住まいの形を構築

します。

イ 取組 2—2 暮らし

(ア) 現状と取組の方向性

第 3 期策定に向けて障害児・者やその家族へ実施したアンケートでは、今後の希望する生活について、基本的に「現在の生活を変えたくない」と考えている方が多いという結果となっています。

このことから、住み慣れた住まいで、引き続き生活していける支援が必要です。

そこで、自ら選択した住まいで安心して暮らしていけるような施策を推進するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。

また、医療的ケア等専門的な支援が必要な方に対する施策についても検討します。

(イ) 施策

a 地域での生活を支える仕組みの充実

(a) 在宅生活を支える地域の拠点

本市が独自に設置し、整備を進めている拠点について、障害のある方やその家族の要請に応えるため、機能の充実を図ります。

(b) 地域生活を支えるサービス

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、引き続き、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を実施します。特に、行動障害のある方への支援を充実さ

せるため、行動援護事業所の育成を進めます。

b 本人の生活力を引き出す支援の充実

(a) 障害者の自立生活支援と後見的支援の推進

地域生活を送る障害者の自立に向け、地域の関係機関との連携を進め、本人が生活力を身に付け、地域で安心して暮らすことを支援します。

(b) 消費者教育の推進

日常生活を送る上で、障害者が消費者としてのトラブル予防や対応等を学ぶ研修会などを民間企業等と協働して実施します。

(3) テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

毎年実施する横浜市民意識調査では、心配ごとや困っていることとして「自分の病気や老後のこと」を挙げる方が最も多く、それに次いで「家族の健康や生活上の問題」が挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のこと、生活上の問題に対する心配や困りごとが大きな課題であると考えられますが、さらには障害ゆえに様々な支援を必要とせざるを得ない人が「親亡き後」にどうやって生きていくのかも、切実な課題です。

そこで、障害があるがゆえに必要とされる制度の充実を図るだけでなく、障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、誰もが毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、共に生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのために、「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期

健康横浜 2 1」にも位置付けられている医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに応じて推進し、かつ、障害児・者の福祉・保健・医療のネットワークの構築等を進めます。

また、引き続き生活環境のバリアフリーや権利擁護の取組を推進し、制度やハード面での整備と併せ、障害児・者の誰もが地域で安全に、安心して暮らし続けられるよう、ソフト面の整備にも取り組みます。

#### ア 取組 3—1 健康・医療

##### (ア) 現状と取組の方向性

核家族化や介助者の高齢化だけでなく、今後、障害者自身の高齢化・重度化もさらに進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていく上で非常に重要です。

そこで、障害特性を理解した対応ができる医療機関・医療従事者を育成するだけでなく、ネットワーク化による医療機能の充実によって、いざという時にも速やかに対応できる医療環境の整備や一市民として当たり前健康サポートを受けられる仕組みなど、保健・医療の充実を図ります。また、障害特性やライフステージに応じた生活習慣病の予防などの普及・啓発を進めることで重度化を防止し、家族の不安の軽減にもつなげます。

##### (イ) 施策

###### a 医療環境のさらなる整備

(a) 難病患者への支援の充実

在宅の難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、医療依存度が高い難病患者への支援システムの構築を進めます。

(b) 障害者の医療等への対応

障害者自身の高齢化・重度化をはじめ、介護者の高齢化や核家族化等による介護力の低下を見通し、福祉・保健・医療が連携を図りながら、在宅生活を支援します。

(c) 障害特性を理解して対応できる医療機関の増加と、医療ネットワークの構築

知的障害、精神障害及び重症心身障害に理解がある医療機関を地域に増やし、障害児・者が受診しやすい医療環境の充実や、障害児・者本人及び在宅生活を支える家族のために療養環境の整備・拡充を図ります。

また、医療的ケアを要する障害児・者の在宅生活を支えるため、市立病院や地域中核病院等の支援体制（バックアップ体制等）とネットワークの構築を図ります。

b 参加しやすい健康づくり施策の推進

(a) 参加しやすい健康づくり事業の検討

本市が目指す健康寿命日本一に向けて、健康スタンプラリーのように障害者も楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、障害者団体とも協力しながら

、障害特性等にも配慮した健康づくり・介護予防事業を検討します。

(b) 健康づくり環境の整備

障害特性を理解した障害者スポーツ文化センター横浜ラポールのスタッフ等の人的資源や専用設備を有する関連施設を生かし、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。

c 救急医療体制の充実

(a) 精神科救急医療体制の充実

土曜日・日曜日・祝日などの病院が体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、救急医療体制が充実されるように努めます。

(b) 精神科以外の救急との連携

精神疾患を合併する身体救急患者の救急搬送の充実に向けて、精神科以外の救急と連携した救急医療体制を構築します。

イ 取組 3—2 バリアフリー

(ア) 現状と取組の方向性

バリアフリーの取組は進み、言葉としても社会に認知されてきています。しかし、障害者の社会参加や活動も広がってきた中では、引き続き、福祉・交通・建築等の関係機関が、さらなる連携を図りながら障害に配慮したバリアフリーの推進が必要です。

そこで、建物や設備のバリアフリー化の取組を継続す

るとともに、市民一人ひとりの障害に対する理解が少しずつ広がるような取組も併せて推進します。

(イ) 施策

a バリアフリーの普及・啓発の促進

市民や事業者へ向けた普及・啓発

高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に建物や設備を利用するためには、障害への正しい理解が必要なため、広く市民や事業者へ向けた普及・啓発を進めます。

b さらになるバリアフリーの推進

バリアフリーの推進

バリアフリー基本構想の検討・策定や公共交通機関のバリアフリー化の促進など、障害者がより生活しやすい環境を整備します。

ウ 取組 3—3 権利擁護

(ア) 現状と取組の方向性

障害児・者は、決して特別な存在ではありません。平成26年1月に我が国が障害者権利条約を批准し、また、国内の法律の整備が進められてきた中、障害者の権利擁護について、本市としても積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。

そこで、全ての人が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をこの横浜で実現することができるよう

、障害者差別解消法等の趣旨を基本としながら、一つひとつの取組を着実に進めるとともに、権利擁護に関する啓発活動を通して市民への浸透を図ります。

(イ) 施策

a 障害者虐待防止の取組の浸透

普及・啓発

障害者虐待の具体例や通報等に関する理解が深まり、障害者虐待が重大な人権侵害であることが市民の方々により一層浸透することが、障害者虐待の予防や早期発見にもつながることから、普及・啓発に引き続き取り組みます。

b 障害者差別解消法に基づく取組

法律の施行に向けた取組と施行後の推進

障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行となります。この法律や国の基本方針の趣旨を踏まえながら、法律の施行に向け、本市としての今後の取組を検討します。また、施行後は取組を推進するとともに、実施状況の検証を行います。

c 成年後見制度の利用促進

(a) 成年後見制度に関わる取組

権利擁護を必要とする知的障害者及び精神障害者の増加に対応し、地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めます。

(b) 権利擁護に関わる支援

自分で金銭や重要な書類を管理するのに不安のある障害者等に対し、福祉サービスの利用に関する援助や金銭管理などを行うことで、安心して生活が送れるよう支援します。

#### (4) テーマ 4 生きる力を学び・育む

障害児に必要な支援を行う機関や福祉サービス等、少しずつ社会資源などが増えてきており、本市では、早期発見・早期療育システムの仕組みの充実及び療育と教育の連携強化などに取り組んできました。

また、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが健やかに成長するための施策も、良質かつ適切に確保しなければなりません。例えば、保育所や幼稚園などを利用する障害児の積極的な受入れを促進することは、広く子育て支援の質の向上にもつながります。その上で、障害の状況等個々のニーズに応じた専門的な支援を行う体制の充実が必要です。

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、乳幼児期、学齢期、成年期、そして高齢期と、ライフステージを通じて切れ目のない一貫した支援体制の構築という視点を踏まえた施策展開が必要です。

特に、早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

そこで、その視点を踏まえ、多様な人間関係や社会生活の経験を重ねられるような取組を行いながら、横浜市地域療育

センター（以下「地域療育センター」といいます。）を中心とした早期療育体制や教育環境の充実を進めます。

また、このような取組等を円滑に進めていくために、障害児・者を支える人材の確保・育成や、そのための取組の強化を進めます。

#### ア 取組 4—1 療育

##### (ア) 現状と取組の方向性

地域療育センターは、非常にニーズが高く重要な社会資源です。必要なときに療育を受けられるためには、地域療育センターの機能の充実が重要です。

そこで、障害児とその家族が、地域の中で安定した生活を送り、自らの力で生活を切り開いていくことができるよう、今後も継続して地域療育センターの機能強化や、様々な福祉サービスの充実を図ります。また、引き続き学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援を推進します。

##### (イ) 施策

###### a 早期療育体制の充実

###### (a) 相談支援体制（障害児相談）の確立と周知

現在の相談支援機関の役割及び位置付けの整理を行い、地域療育センターを中心とした、障害児とその家族に対する本人の自立も見据えた相談支援体制の確立を目指します。

さらに、区の状況を踏まえながら区自立支援協議会と連携し、相談支援体制の周知を進めます。

(b) 児童発達支援体制の確立

地域療育センターにおいて、初診までの期間を短縮するとともに、利用申込みを受けた際は、できるだけ速やかに面談を実施し、そこから支援を開始する相談体制を構築します。切れ目のない支援に向けても、保育所、幼稚園、学校及び自主的な活動である地域訓練会などとの連携強化を進めます。

また、医学的な診断に基づく「療育」に加えて、児童の主体性を大事にし自らの育つ力を支える「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、そして、地域で成長していくことを支える「地域支援」を、包括的に進めます。

さらに、地域療育センターが中心的役割を担い、民間事業者が実施する未就学児に対する療育を目的としたサービスの提供を、質・量ともに充実するための仕組みを構築します。

また、引き続き、障害児の保護者等が自主的に活動している地域訓練会の運営に対する支援を行います。

b 学齢障害児の支援の充実

(a) 放課後等における居場所の充実

学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごしながら療育訓練や余暇支援を受けられる居場所の確保を進めます。

また、引き続き放課後キッズクラブ等、放課後児

童育成事業における受入れも推進します。

さらに、放課後等デイサービス事業所に対し研修を実施する等、障害児支援の質の向上に向けた取組を充実します。

(b) 中学校期以降の相談支援の拡充

学齢後期で主に発達障害のある児童が、安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題の解決に向けた取組を強化します。

イ 取組 4-2 教育

(ア) 現状と取組の方向性

小・中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害が重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携強化による、子ども一人ひとりの障害の状態や特性に対応した支援の充実が必要です。

そこで、支援の必要な子ども一人ひとりのニーズに対応するため、地域療育センター等による学校支援や保育所・幼稚園・小学校の連携による切れ目のない一貫した支援、教員の専門性の向上と指導・支援体制の充実、特別支援学校の再編整備による教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実を進めます。

(イ) 施策

a 療育と教育の連携による切れ目のない支援

小・中学校等への支援の充実

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用

した学校支援の実施、幼稚園及び保育所等と小学校との連携による情報の共有化等により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

b 教育環境・教育活動の充実

教員の専門性向上、特別支援学校の再編整備

研修による人材育成、ユニバーサルデザインの視点に基づく授業等の指導方法の研究及び通学区域の設定や学習環境の改善による特別支援学校の再編整備等により、教育環境や教育活動を充実します。

c 教育から就労への支援

特別支援学校等と就労支援機関の連携強化

特別支援学校等の進路担当者、横浜市社会福祉協議会障害者支援センター、横浜市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」といいます。）、企業及び福祉施設担当者等就労支援機関の連絡会を開催し、連携の強化による就労支援・職場定着支援の充実を進めます。

ウ 取組 4—3 人材の確保・育成

(ア) 現状と取組の方向性

施設やサービスなどの社会資源の整備を進めましたが、それらを運営している法人は、現場で働く人材の確保に苦慮しているのが現状です。たとえ、人材を確保できたとしても、なかなか定着せず、人材の育成も難しいという声が挙がっています。

そのため、行政としても各施策における人材確保・育

成を推進することが必要です。

そこで、横浜市内のそれぞれの障害福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者や関係機関等と協働した取組を継続して行います。また、人材確保に向けた仕組み等の構築を目指すなど、効率的な実施手法を検討します。

(イ) 施策

a 障害福祉従事者の確保と育成

障害福祉に関わる人材の確保・育成

障害福祉分野の人材の確保・育成を目指し、民間事業者等関係機関と協働した集中的な確保事業の展開や障害特性に応じた支援のための研修などを検討・実施します。併せて、障害福祉施設等で働く看護師の確保及び定着支援のための方策を検討します。

また、引き続き日常生活の様々な場面で必要となる移動の支援に携わる人材の確保・育成策も実施します。

b 当事者による支援体制の充実

当事者団体の活動への支援

障害者本人や家族にしか分からない悩みを受け止めることや、解決方法を提示できる人材の確保・育成を実施していくため、当事者団体活動への支援を充実し、各団体の育成に取り組みます。

(5) テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

障害のあるなしにかかわらず、「働く」ということは、自

立した生活につながることや、生きがいを高めるなど、大変重要なことです。また、「働く」とは企業等で働くことはもちろんのこと、通っている事業所等で作業を行うことも含まれます。

どこで何をして働くか、どこでどのように過ごすかは人それぞれ違うため、その人に合った支援が必要です。

さらに、充実した生活を送るためには外出に関わる移動支援や余暇支援等も欠かせません。

そこで、一人ひとりの適性或希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

そのために、企業等で働きたい人が「働く」・「働き続ける」ための支援や、地域の事業所等での作業を充実させて収入（工賃）を向上させる仕組みづくりを進めます。

また、障害福祉サービスを利用する人が、住み慣れた地域で一人ひとりの力に合った働き場所や活動場所を選択できる仕組みづくりをはじめ、移動支援や余暇活動の充実を進めます。

## ア 取組 5—1 就労

### (ア) 現状と取組の方向性

平成25年4月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で企業等に義務付けている法定雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。今後も平成27年4月の「雇用納付金制度」の対象企業拡大や、平成30年4月の「精神障害者雇用義務化」

など、法改正等を背景に、障害者が働くことへの社会的関心は、ますます高まることが想定されます。

また、「企業就労」を目指す特別支援学校の卒業生や精神障害のある方は、年々増加傾向にあり、就労支援ニーズがより一層高まると同時に、就労後に安心して、働き続けられるための支援が重要です。個々の障害特性に合わせたきめ細かな支援とともに、精神障害や発達障害などの分かりにくい障害については、企業等の障害理解を進めることが必要です。

そこで、就労支援センター等を中心に、就労支援の促進と定着支援に取り組めます。

また、安定した就労を支えるための生活支援など、各地域の関係機関との連携を強化します。その他、多様化する就労支援ニーズに対応できるよう、支援者のスキルアップ・人材育成や企業等に対する障害者雇用促進のための啓発を進めます。

#### (イ) 施策

##### a 一般就労の促進と定着支援の充実

##### (a) 就労支援センター等を中心とした、就労支援体制の充実・強化

多様化する就労支援ニーズや生活面での支援も含めた定着支援に対して、就労支援センターの強化をはじめ、就労移行支援事業所等、障害福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係機関と連携を図りながら、働く障害者への支援の充実を図ります。

## (b) 支援者のスキルの向上

精神障害や発達障害のある方からの相談が増えていることや、視覚障害、聴覚障害など、様々な障害特性に対する支援の専門性が求められていることから、支援者の就労支援スキルの向上を図ります。

## (c) 企業等への障害者雇用の理解促進

企業における障害者雇用の促進し、働き続けられる環境づくりを広めるため、障害者雇用に係る制度や支援機関の周知・啓発を進めます。また、障害者雇用率の対象とはならない市内の中小企業に対する雇用啓発についても検討します。

## b 福祉的就労から一般就労への移行

## (a) 障害福祉サービス事業所等との連携強化

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所をはじめ、特別支援学校や区役所等の関係機関がそれぞれの役割を発揮し、連携を強化することで、福祉的就労から一般就労へとつなげる仕組みを構築します。

## (b) 障害福祉サービス事業所等職員の人材育成

事業所等の職員が就労支援の視点を意識し、必要な技術・知識を習得できるように、研修を実施します。

## イ 取組 5—2 福祉的就労

## (ア) 現状と取組の方向性

企業等での就労が困難な方など、地域の障害者施設等に通り、そこでの「福祉的就労」に従事する方の収入（

工賃) を向上させることも、障害のある方の自立を支える上で重要です。

そこで、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）に基づき、行政機関等が障害者施設等からの優先的な調達に努めるとともに、引き続き、企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、施設情報の集約や受注体制の構築など、福祉的就労を充実させていくための仕組みづくりを進めます。

(イ) 施策

a 作業の充実と工賃向上

(a) 企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大

市内障害者施設等における企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大などを通じて、作業を充実させるとともに、工賃向上を目指します。

(b) 障害者優先調達推進法に基づく発注促進

法律に基づき、本市の調達方針を毎年度策定し、庁内への周知及び啓発に取り組むことで、障害者施設等への発注を促進します。また、さらなる推進のための仕組みづくりを進めます。

(c) 社会参加する機会の確保

企業で働くことや、施設に日中通うことが困難な在宅の方でも、社会参加する機会を確保できるような仕組みを検討します。

## ウ 取組 5—3 日中活動

### (ア) 現状と取組の方向性

障害者が日々の生活を充実したものにする上で、障害者本人の希望やその人の状態に合った日中活動場所の拡充が求められています。

そこで、障害者本人が、日中活動場所を選択できるようにするため、各事業所が、それぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みを検討します。

### (イ) 施策

日中活動場所の拡充

日中活動場所の役割の明確化及び設置促進

現在の日中活動に関わる、様々な社会資源の役割や位置付けを明確にし、障害者本人が希望する活動場所を選択できる方法や医療的ケア等専門的な支援が必要な方への支援方法について、検討します。

併せて、特別支援学校の卒業生等の行き先となる日中活動場所の設置を促進します。

## エ 取組 5—4 移動支援

### (ア) 現状と取組の方向性

移動支援施策体系の再構築等により、障害児・者の移動を支える制度を拡充してきましたが、それらの制度をさらに有効に利用できるような取組が必要です。

そこで、本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制を充実させるとともに、引き続きガイドヘルパー等の担い手の確保に取り組み、制度を

円滑に利用できるようにします。

また、施設への送迎等を一層効果的に進めるための仕組みを検討します。

(イ) 施策

移動支援の充実による社会参加の促進

総合的な移動支援策の実施と円滑な利用の支援

ガイドヘルプやガイドボランティアなど移動時の付き添いの支援、福祉特別乗車券・タクシー利用券など経済的な負担の軽減策、車両のバリアフリー化の支援など、総合的に移動支援策を実施し、社会参加の促進を図ります。

また、これらを含めた移動支援の仕組みについて、一人ひとりに合った適切な利用が円滑にできるよう支援します。

エ 取組 5—5 文化・スポーツ・レクリエーション

(ア) 現状と取組の方向性

生活を充実させるためには、文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実が必要です。これまでも、様々な支援に取り組んできましたが、依然として、余暇活動を楽しむ場や機会の少なさや、それらの情報が入手しづらいといった課題があります。

そこで、こうした活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めながら、活動団体の情報を発信することなどにより、多くの方が参加しやすい環境を整えます。

また、より多くの方々と接点を持つことにより、社会

参加のきっかけや就労意欲の向上にもつながるため、様々な余暇活動の場の充実を進めます。

(イ) 施策

a 文化・芸術活動の推進

(a) 芸術に触れ合える機会と作品発表の機会の確保

様々な障害特性に応じて、どのような機会の提供ができるかを検討し、障害者が「観る、聴く、触れる、感じる、楽しむ」を通して、芸術に触れ合う機会の提供を検討します。

また、障害者自身の一層の自立につなげていくため、芸術活動の環境づくりを検討します。

(b) 障害者の芸術活動を支援するためのネットワークづくり

文化・芸術活動に取り組む障害者やその家族及び支援者に対する支援を推進するためのネットワークづくりを検討します。

b スポーツ活動の推進

オリンピック・パラリンピックの開催に合わせた情報発信や障害者スポーツの推進

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた障害者スポーツの機運の高まりに合わせて、障害者スポーツの取組に関する情報収集・発信により、障害者スポーツを推進します。

c レクリエーション活動の推進

地域におけるレクリエーション活動の普及・啓発

身近な地域にあるスポーツ施設を活用したレクリエーション活動の推進や、地域人材の育成に加え、他都市における先進的な取組等の情報収集と普及・啓発を推進します。

### 第 3 P D C A サイクルによる計画の見直し

#### P D C A サイクル

「第 3 期横浜市障害者プラン」は、平成27年度から平成32年度までの 6 年間を計画期間としていますが、3 年後の平成30年度には、「横浜市障害福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せて計画の見直しを行います。

見直しに当たっては、第 3 期策定時に行った当事者同士による意見交換等を、引き続き実施するとともに、プランの進捗よくについては「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論も含め、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題に柔軟に対応します。

#### 提 案 理 由

障害者基本法第11条第 3 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第 1 項の規定に基づき第 3 期横浜市障害者プランを策定する必要があるため、横浜市議会基本条例第13条第 3 号の規定により提案する。

**参 考**

**障害者基本法（抜粋）**

（障害者基本計画等）

第 11 条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

（第 2 項省略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（第 4 項から第 9 項まで省略）

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための**

**法律（抜粋）**

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 11 項まで省略）